

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成
変更届出に伴う医療券の書換え交付 審査基準

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（抜粋）】

(届出義務)

第10条 被認定者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（抜粋）】

(届出)

第9条 条例第10条の規定に基づく届出は、変更届(別記第9号様式)に住民票の写し及び医療券を添付して行うものとする。

2 被認定者は、被認定者に係る被保険者証等の内容に変更(氏名又は住所の変更を除く。)があったときは、変更届に被保険者証等の写し及び医療券を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

(医療費助成対象者証明書の交付)

第10条 知事は、第6条第1項の規定により医療券再交付申請書を受理したとき、又は前条の規定により変更届を受理したときで医療券の記載事項に変更があるときは、医療券の再発行を直ちに行う場合を除き、東京都医療費助成対象者証明書(別記第10号様式)を交付するものとする。

(委任)

第11条 条例及びこの規則に基づく認定及び医療券又は通知書の発行に関する事務については、市町村(八王子市及び町田市を除く。)の存する区域にあっては、審査会を設置する保健所の長に委任する。

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成実施細目（抜粋）】

(変更事項の届出)

第10条 医療費助成条例第10条及び規則第九条に規定する変更届(規則別記第9号様式)に添付する住民票の写しは、届出日前1か月以内に交付を受けたものとする。ただし、認定の有効期間の更新を申請する際に氏名又は住所の変更の届出をするときは、規則第7条第2項に掲げる書類に代えて、申請日前1か月以内に交付を受けた住民票の写しを添付して申請することにより、変更届の提出を省略することができる。